

学 会 彙 報

2012年4月21日 西日本教育行政学会第 33 回大会プログラムの発送

2012年5月19日 『教育行政学研究』第 33 号の刊行

《研究論文》

食育を推進する学校給食制度のあり方に関する一考察

— 食育基本法案の国会審議に注目して —

張 磊

米国メリーランド州における教師教育スタンダードの特質

— NCATE及びINTASCとの関連に着目して —

藤本 駿

大学における教育評価システムの構築と活用について

— 保育者養成校の事例をもとに —

中嶋 一恵

アメリカにおける分権的教育改革の新しい展開に関する一考察

— システミック・リフォーム・コンセプトとケンタッキー

教育改革法 (KERA) に着目して —

柳林 信彦

我が国における「能力開発型」教職員人事評価の制度実態とその特徴

古賀 一博

坂本 泰雅

藤村 祐子

小早川倫美

ルハグワ アリウンジャルガル

黒木 貴人

2012年5月19日 西日本教育行政学会第 34 回大会開催<広島修道大学>

<研究発表>

モンゴル教育行政制度に関する研究

— 1991 年教育法の整理を中心に —

LKHAGVA Ariunjargal (広島大学大学院院生)

食育の推進を図る学校給食制度に関する研究

張 磊 (岡山大学大学院院生)

ロシア教育アカデミー会員の教育政策関与状況

黒木 貴人 (広島大学大学院院生)

米国メリーランド州における教師教育スタンダードの特質

— NCATE 及び INTASC との関連に着目して —

藤本 駿 (東亜大学)

学校の適正規模・適正配置に関する行政事務内容の整理と検討

— カリフォルニア州の学区を対象として —

佐々木 司 (山口大学)

2012年10月31日

学会ニュース第 55 号発行

『教育行政学研究』第 34 号の投稿申し込み用紙発送

2013年 2月 5日

西日本教育行政学会第 35 回大会 (皇學館大學) 案内, 発表申込書等発送

西日本教育行政学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究大会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究大会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額6,000円とする。

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）

なお、副会長は複数置くことができる。

- 2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

- 2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長の下で会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。

第13条 1) 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

- 2) 任期途中で役員交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の総会開催日に始まり、翌年の総会前日に終わる。

第 5 章 研究大会及び研究物の交換

第17条 研究大会は、原則として、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第 6 章 機 関 誌 発 行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規定は別にこれを定める。

第 7 章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

最終改正（平成 19 年 5 月 19 日）

西日本教育行政学会機関誌刊行規程

- 1 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年 1 回刊行する。
- 2 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、論説・会員の研究紹介・文献紹介を掲載することがある。
- 3 機関誌に研究論文を掲載しようとする会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
- 4 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、4 名で構成される。
編集委員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げないものとする。
- 5 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
- 6 「教育行政学研究」原稿執筆要領の 2 に定める原稿規定枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。
- 7 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする

「教育行政学研究」原稿執筆要領

- 1 論文原稿は未発表のものに限る。
- 2 論文原稿は、400 字詰横書原稿用紙 40 枚以内とする。
- 3 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。
なお、日本語ワープロの場合は、1 ページ 45 字×38 行の 9 ページ以内とし、A 4 の用紙に打ち出した原稿と電子データの両方を提出するものとする。
- 4 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
- 5 日本語の表記については、特に事情のある場合は、「常用漢字表」に準拠すること。
- 6 外国人・地名に原語を用いる場合は、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は 3 字を 2 画に計算する。
- 7 外国語で Abstract (500 words 以内) を作成し、論文題目の後に挿入すること。
- 8 原稿締切は毎年 12 月 15 日とする。
- 9 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること。
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

編 集 後 記

会員の皆様におかれましてはご健勝のことと存じます。さて、本学会紀要第34号が完成しましたのでお届けいたします。個人研究3編に加え、今号から新たに設けました【論説】のコーナーに上寺康司会員による「改正教育基本法以降の生徒指導行政の特質と課題」をご寄稿いただきました。今般「体罰」をめぐる教育行政の関わりが耳目を集めているなか、政令市の事例を取り上げて改めて課題の整理をしていただきました。自由投稿論文の申込は5件ありましたが、最終的に掲載にいたった論文は3編となりました。例年通り、これらの自由投稿論文は、編集委員と投稿者との間で応答的査読を行い、厳正な審査を経て掲載されたものです。査読にあたっては投稿論文が示す問題の所在と目的が考察や分析に一貫されているかを確認する全般的な指摘と、当該研究領域における先行研究が適切になされているか、その研究の独創性や実証性がどの程度担保されているか等について、支援的な指摘を心掛けました。投稿者も編集委員からの指摘に丁寧に対応し、それぞれが完成度の高い論文となったと思います。なお、本号の掲載論文のうち、小早川会員、アリウンジャルガル会員による論文は、一昨年度から本学会が導入した若手研究者養成を目的とした研究助成事業（西日本教育行政学会研究助成金）を活用した研究成果です。若手会員には引き続きこの研究助成事業への応募にも積極的にチャレンジしていただきたいと思えます。また中堅会員にもいっそうの積極的投稿をお願いいたします。

編集委員長 高妻 紳二郎

【『教育行政学研究』編集委員会】

委員長 高妻紳二郎（福岡大学）
委員 佐々木 司（山口大学）
委員 上寺 康司（福岡工業大学）
委員 松原 勝敏（高松大学）

教育行政学研究

印刷 平成25年5月19日
発行 平成25年5月19日
発行者 西日本教育行政学会
〒700-8530 岡山市北区津島中3-1-1
岡山大学大学院
教育学研究科
高瀬 淳研究室内
TEL/FAX 086-251-7709
印刷所 グランド印刷株式会社
〒770-0941 徳島市万代町6丁目20-15
Tel.088-622-8448

Studies on Educational Administration

- Koji KAMIDERA : The characteristics and problems of the administration of the student guidance after the revised Basic Act on Education
~Focused on the notice by the director of the MEXT Elementary and Secondary Education Bureau entitled "Guidance for School Children who Engage in Undesirable Behavior" issued on February 5, 2007, and the policy of the local board of education in accordance with that notice ~
- Ariunjargal LKHAGVA : An Analysis of the Education Act 1991 years, the Mongolian People's Republic
- Tomomi KOBAYAKAWA : Changes in Japanese Trends on Expenses for High School Education in Post World War II
- Toshihiro SUMIOKA : The Strategies and Activities of Education Interest Groups in the establishment process of "Education Day"—A Case of All Japan Federation of Retired Principal
-

No.34 May 2013

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research